

令和 2 年度第 3 回秋田県医療審議会

第7次医療計画の中間見直しの状況 について

医務薬事課

医療計画の体系について

【医療法第30条の4第1項】

都道府県は基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて医療計画を定める。



【医療計画：地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るために策定する計画】

○基本的な考え方 ○地域の現状

○疾病・事業ごとの医療体制

・がん ・脳卒中 ・心筋梗塞等の心血管疾患 ・糖尿病 ・精神疾患
・救急医療 ・災害医療 ・へき地医療 ・周産期医療 ・小児医療 ・在宅医療

・その他特に必要と認める医療

○地域医療構想 ○地域医療構想を達成する施策 ○病床機能の情報提供の推進

○外来医療に係る医療提供体制の確保

○医師の確保 ○医療従事者（医師の確保を除く）の確保

○医療の安全の確保 ○医療提供施設の整備目標 ○基準病床数

○その他医療提供体制の確保に必要な事項

○事業の評価・見直し

※ 現行の第7次医療計画作成指針では、「在宅医療その他必要な事項」について、3年ごとに調査・分析等の上、必要に応じて、医療計画を変更することとしている

秋田県医療保健福祉計画の概要について

策定の趣旨

全国一の高齢化先進県である本県にあって、医療ニーズに対応した医療提供体制の充実・強化を図るため、新たな計画を策定する。

目指すべき医療体制

- 圏域を越えた連携を含め、各医療圏で必要な医療機能を確認し、県民がいつでもどこでも安全で質の高い医療を受けられる体制
- 医療機能の分化・連携による地域全体で支える医療提供体制
- 保健・医療・介護・福祉が連携を図った切れ目のない体制

計画の位置付け

- 医療法に基づく医療計画（第7次）
- 第3期ふるさと秋田元気創造プランや介護保険事業支援計画など県の各種計画との整合性を図り策定

計画期間

平成30～35年度（6年間）
※従来の5年間を変更
在宅医療その他必要な事項については3年目に見直し

計画の記載事項と主な取組

◎主な取組
○記載事項

医療圏の設定、基準病床数

区分	単位地域
一次医療圏	各市町村
二次医療圏	8つの二次医療圏
三次医療圏	県全域（広域的エリアとして県北・中央・県南を設定）

【二次医療圏の設定】

- 現行の8つの二次医療圏とし、高度な医療機能が必要とされる疾病については、他の二次医療圏との連携体制の構築に努める。
- 二次医療圏の在り方を含めた将来的な医療提供体制については、引き続き議論していく。

【基準病床数の算定】

- 病床整備の上限値として法令等に沿って算定・療養病床及び一般病床（二次医療圏ごと）・精神病床、結核病床、感染症病床（県全域）

医療提供施設・設備の整備

【医療機能を考慮した医療提供施設の整備】

- ◎脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制の整備
- ◎高齢者に特有の疾患等の予防・治療や医療機器開発の研究推進

【地域の中核的な病院の整備】

- 地域医療の中核となる自治体病院や厚生連病院など公的な医療機関への支援等について記載

医療の情報化、医療安全

- ◎ICTの活用による地域医療ネットワークの拡大
- ◎情報システムの活用による多職種連携の推進
- 医療機関の安全管理体制等について記載

5疾病・5事業及び在宅医療

【がん】

- ◎がん診療連携拠点病院等の機能等強化

【脳卒中】

- ◎急性期脳卒中診療における遠隔画像連携システムの整備

【心筋梗塞等の心血管疾患】

- ※3圏域（秋田周辺と県北3医療圏、県南3医療圏間の連携）
- ◎県北地区への急性心筋梗塞の治療体制整備に向けた取組の推進

【糖尿病】

- ◎秋田県糖尿病重症化予防モデルプログラムによる対策の推進

【精神疾患】

- ※5圏域（能代・山本と北秋田医療圏、県南3医療圏間の連携）
- ◎多様な精神疾患ごとに医療機関の役割分担・連携を推進
- ◎認知症疾患医療センターと関係機関との連携体制の強化支援

主な数値目標

疾病・事業	指 標	現 状	（年次）	目 標 値	（目標値の考え方）
がん	75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）	87.4	（H28）	76.0	（過去の減少傾向に対策強化の効果を加味）
脳卒中	脳血管疾患患者の年齢調整死亡率（人口10万対）	男性 52.2 女性 26.9	（H27）	男性 37.8 女性 21.0	（現状の全国平均を目標）
心血管疾患	急性心筋梗塞に対する経皮的冠動脈インターベンション（PCI）の実施が可能な医療機関がある二次医療圏数	4 医療圏	（H29）	5 医療圏	（実施可能な医療機関の不足・偏在を改善）
糖尿病	糖尿病患者の年齢調整死亡率（人口10万対）	男性 5.8 女性 2.9	（H27）	男性 5.5未満 女性 2.5未満	（現状の全国平均を下回る目標）
精神疾患	精神病床における退院後3か月時点の再入院率	28%	（H26）	20%	（現状の全国平均を目標）
救急医療	救命救急センター及び地域救命救急センターの数	2施設	（H29）	3施設	（県北を含めた広域的な体制を整備）
災害医療	病院における業務継続計画の策定率	4.3%（3病院）	（H29）	100%（69病院）	（全病院において計画を策定）
へき地医療	巡回診療や患者輸送等が実施されていない無医地区等	4地域	（H29）	0地域	（全地域において実施体制を確保）
周産期医療	周産期死亡率（出生千対）	4.6	（H28）	3.6以下	（現状の全国平均以下を目標）
小児医療	乳児死亡率（出生千対）	2.3	（H28）	2.0	（現状の全国平均を目標）
在宅医療	訪問診療を実施している診療所・病院数	248施設	（H27）	260施設	（在宅医療等の需要推計に基づき設定）

その他の医療対策

- ◎今後高齢化に伴い増加する疾患等対策として、ロコモティブシンドローム・フレイル予防に向けた啓発等の取組を推進
- 障害保健医療対策、結核・感染症対策、臓器移植対策、難病等対策、アレルギー疾患対策、歯科保健対策、血液の確保・適正使用対策、医薬品の適正使用対策等について記載

医療従事者（医師を除く）の育成・確保

【看護師】

- ◎看護師等養成所への運営支援やナースセンターの活用

【その他の保健医療従事者等】

- 歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、リハビリ関係職などの保健医療従事者に係る人材確保と資質向上の取組について記載

国及び本県における見直し方針について

○R02.3.31

国で設置した「医療計画の見直しに関する検討会」において、次期計画である第8次医療計画の策定を見据え、第7次医療計画の中間見直しに関する意見がとりまとまる

○R02.5.12

国から都道府県に対し、新型コロナウイルスの感染状況を見つつ、見直しの時期を、令和2～3年度中に行うよう通知

○R02.8、R02.10

県医療審議会、県医療審議会医療計画部会において、新型コロナウイルスの感染状況を見つつ、各種審議会・協議会等を活用し、令和2年度中に中間見直しを行う方針を決定

国の検討会における中間見直しの意見

1 趣旨

第7次医療計画の中間見直しに必要と考えられる事項を中心に意見を取りまとめた

2 主な内容

- 5 疾病 5 事業及び在宅医療に係る新たな指標の追加
- 中間見直しにおいて、医療計画への記載が必要な主な事項
 - ・ 【災害医療】：熊本地震での検証を踏まえ、保健医療調整本部、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンの活動に関する事項
 - ・ 【周産期医療】：災害時小児周産期リエゾンの活動に関する事項
 - ・ 【小児医療】：新たに小児医療に関する協議会の設置、災害時小児周産期リエゾンに関する事項

本県における医療計画の中間見直しの視点

- 5 疾病における見直し
- **【がん】、【脳卒中】・【心血管疾患】（【救急医療】）**
がん対策基本法に基づく県計画の見直し内容や、循環器対策基本法に基づく県計画の策定内容（循環器病対策に係る救急医療分野も含む）
- **【精神疾患】**
障害者計画の策定に関連し、「精神障害者の地域生活支援連携体制を評価する指標」、「依存症対策の推進」、「発達障害者等及びその家族等に対する支援体制」などの内容

本県における医療計画の中間見直しの視点

- 5 事業及び在宅医療における見直し
- **【災害医療】**
災害医療救護計画の見直しに関連し、「保健医療調整本部」、「災害医療コーディネーター」、「災害時小児周産期リエゾン」などの内容
- **【周産期医療】、【小児医療】**
災害医療救護計画の見直しに関連し、「災害時小児周産期リエゾン」の内容、及び「小児医療に関する協議会」に係る内容
- **【在宅医療】**
第8期介護保険事業計画との整合性を図った上で、看取りを中心とした内容

本県における医療計画の中間見直しの視点

- 感染症対策、医療従事者の人材確保における見直し
- **【結核・感染症対策】**
新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、課題等に関する内容
- **【医療従事者の（医師の確保を除く）確保】**
 - ・平成35年までの看護職員の需要・供給を推計している「秋田県看護職員需給推計」の見直しに関する内容
 - ・看護職員のみならず、薬剤師や理学療法士会等のリハビリテーション職などの総合的な医療従事者の確保対策に関する協議の場の検討

医療計画の中間見直しに係る協議状況

○ 医療計画の中間見直しの協議を行う協議体

- ・【全体調整】：秋田県医療審議会医療計画部会
- ・【がん】：秋田県健康づくり審議会がん対策分科会
- ・【脳卒中】【心血管疾患】：秋田県循環器病対策推進協議会
- ・【精神疾患】：秋田県精神保健福祉審議会
- ・【周産期医療】：秋田県周産期医療協議会
- ・【小児医療】：秋田県小児医療協議会（仮称）
- ・【災害医療】：秋田県救急・災害医療検討委員会
- ・【在宅医療】：在宅医療連携体制等検討会
- ・【結核・感染症対策】：秋田県健康づくり審議会感染症対策分科会（又は、新興感染症部会）
- ・【医療従事者の確保】：秋田県医療審議会看護部会

※【糖尿病】【へき地医療】については、協議を省略

医療計画の中間見直しに係る協議状況

○ 協議済み、協議見込みの分野

- ・【がん】：秋田県健康づくり審議会がん対策分科会
(R02.11.24,R03.1.22)
- ・【脳卒中】【心血管疾患】：秋田県循環器病対策推進協議会
(R02.11.5,12.21,R03.3.9)
- ・【精神疾患】：秋田県精神保健福祉審議会 (R03.2.8)
- ・【周産期医療】：秋田県周産期医療協議会 (R03.2.16)
- ・【災害医療】：秋田県救急・災害医療検討委員会
(R02.12.11,R03.1.26)

※ 新型コロナウイルス感染症対応等の事情のため、【小児医療】、【在宅医療】、【結核・感染症対策】、【医療従事者の確保】の分野の協議は、当初の予定より遅れて実施する予定

医療計画の中間見直しに係る協議状況

○【がん】分野の中間見直しのポイント

秋田県がん対策推進計画の中間評価を通じ、以下の点を中心とした医療計画の変更を行う予定

(1) 1次予防・2次予防

「受動喫煙の機会がある者」、「多量飲酒者の割合」、「週2回以上運動する者の割合」、「市町村が実施するがん検診受診率」などにおいて、目標に対し未達成項目が多く、これらの現状や課題に関する変更

(2) 医療提供体制

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（平成30年7月改正）の改正を踏まえ、「地域がん診療連携拠点病院」、「地域がん診療病院」の指定や連携体制に関する変更

医療計画の中間見直しに係る協議状況

○【脳卒中】 【心血管疾患】 分野の中間見直しのポイント

秋田県循環器病対策推進計画の策定を通じ、新たに脳卒中・心疾患の医療提供体制の「主要な施策」に関し、以下の点を中心とした医療計画の変更を行う予定

(1) 脳卒中

- ・脳卒中治療の拠点となる医療機関の体制整備に向けた取組の推進を追加

(2) 心血管疾患

- ・全県的なP C I 実施可能な体制整備に向けた取組の推進を追加
- ・アブレーションを集中的に実施する医療機関の体制整備に向けた取組の推進を追加
- ・T A V I が実施可能な体制整備に向けた取組の推進を追加

医療計画の中間見直しに係る協議状況

○【精神疾患】分野の中間見直しのポイント

精神疾患等ごとの医療機能を担う医療機関の基準の見直しや依存症関係の新たな計画の策定内容などを踏まえ、以下の点を中心とした医療計画の変更を行う予定

（１）統合失調症、うつ病・躁うつ病

- ・医療機関の基準の見直しにより、新たに診療可能となった医療機関を追加

（２）依存症

- ・アルコール・ギャンブル関係の計画内容を新たに追加

（３）災害精神医療

- ・ＤＰＡＴの整備状況を新たに追加

医療計画の中間見直しに係る協議状況

○【災害医療】分野の中間見直しのポイント

秋田県災害医療救護計画の改訂を通じ、「保健医療調整本部※1」の設置、「災害医療コーディネーター※2」・「災害時小児周産期リエゾン※3」の配置について、医療計画に追加する予定

※1：熊本地震における検証を踏まえ、大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たり、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う「保健医療調整本部」を各都道府県に設置する。

※2：災害時に各都道府県に設置される「保健医療調整本部」において、災害医療コーディネーターが、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る技術的な助言及び支援を行う。

※3：災害時小児周産期リエゾンは、災害時に妊婦や小児が適切な医療や物資が提供できるよう、周産期医療に係る保健医療活動の技術的な助言及び支援を行う。

医療計画の中間見直しに係る協議状況

○【周産期医療】分野の中間見直しのポイント

現状に、「災害時小児周産期リエゾン」の配置を追加するほか、課題に、周産期医療を目指す人材の確保に向けて、症例の減少※を補う必要性などについて、医療計画に追加する予定

※ 出生数

項目	出生数（実数）							都道府県順位						
	2010	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2010	2014	2015	2016	2017	2018	2019
全国	1,071,305	1,003,609	1,005,721	977,242	946,146	918,400	865,239	—	—	—	—	—	—	—
01 北海道	40,158	37,058	36,696	35,129	34,058	32,642	31,020	9	9	9	9	9	9	9
02 青森県	9,712	8,853	8,621	8,626	8,035	7,803	7,170	34	34	35	34	35	34	34
03 岩手県	9,745	8,803	8,814	8,342	8,175	7,615	6,974	33	35	34	35	34	35	35
04 宮城県	19,126	18,069	18,023	17,399	16,681	16,211	14,947	14	14	14	14	14	14	14
05 秋田県	6,688	5,998	5,861	5,666	5,396	5,040	4,696	42	43	43	43	43	43	43
06 山形県	8,651	7,966	7,831	7,547	7,259	6,973	6,401	36	36	36	36	37	36	38
07 福島県	16,126	14,518	14,195	13,745	13,219	12,495	11,552	22	23	23	22	23	25	25

※ 出生数の減少率

項目	前年比（前回比）				
	2015	2016	2017	2018	2019
全国	0%	-3%	-3%	-3%	-6%
01 北海道	-1%	-4%	-3%	-4%	-5%
02 青森県	-3%	0%	-7%	-3%	-8%
03 岩手県	0%	-5%	-2%	-7%	-8%
04 宮城県	0%	-3%	-4%	-3%	-8%
05 秋田県	-2%	-3%	-5%	-7%	-7%
06 山形県	-2%	-4%	-4%	-4%	-8%
07 福島県	-2%	-3%	-4%	-5%	-8%